

【参考資料】

「産業競争力のための情報基盤強化税制」の
Frequently Asked Question
(よくある質問)



経済産業省
商務情報政策局
情報政策ユニット

目 次

適用対象について	1
取得価額要件等について	1
1．取得の目的	
2．取得価額の範囲	
3．割賦による取得	
4．取得の時期	
対象資産について	3
1．自社製作	
2．中古資産	
3．同時設置の期間	
4．ISO/IEC15408 に基づく評価・認証製品	
5．海外事業所での利用	
特別償却制度・税額控除について	5
1．年度毎の選択	
2．連結法人	
3．繰越制度の適用順序	
リースについて	6
1．契約時の留意点	
2．再リース	
他の税制との関係について	7
1．IT投資促進税制との適用関係	
2．IT投資促進税制による繰越がある場合	
3．中小企業投資促進税制との適用関係	
申告関連について.....	8
1．申告時の添付書類	
2．申告時の添付書類（リースの場合）	
問い合わせ先	9

適用対象について

【質問】

本税制の対象者について教えてください。

【回答】

青色申告書を提出する法人または個人(事業を行う者に限る。)が対象です。業種についての限定はありません。

【質問】

A社が、情報基盤強化税制の対象設備等を下請け法人(B社)に貸与した場合、A社は本税制の適用を受けられますか。

【回答】

本税制においては、設備等を「貸付の用に供する場合」は基本的に対象となりません。ただし、下請け法人(B社)が、機器等をもっぱら貸与法人(A社)の製品の加工等を行うために使用する場合は、A社の事業の用に供したものと取り扱われ、対象となります。

取得価額要件等について

1. 取得の目的

【質問】

情報基盤強化税制の適用を受けるためには、「自らの事業の用に供している」ことが必要とのことですが、具体的にどのような場合でしょうか。

【回答】

企業の自社業務効率化等のために投資し、自社で利用することを指します。設備を設置しただけでは事業の用に供したことにはなりません。また、対象設備であっても、販売用、貸付用の場合は、対象外となります。

2. 取得価額の範囲

【質問】

取得価額要件は単品の価額ではなく、複数の対象設備の取得価額の年間の合計額ですか。

【回答】

そのとおりです。当該事業年度において、対象設備の全ての取得価額の合計額で要件を満たせば適用対象となります(但し、平成18年4月1日以降に取得したもの)。

【質問】

対象設備の購入価額以外に取得価額に含まれるものはありますか。

【回答】

法人税法施行令54条に定められている取得価額の範囲は、「引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用」及び「当該資産を事業の用に供するために直接要した費用」とされています。

【質問】

取得価額は、消費税を含んだ価額として考えてよいですか。

【回答】

通常取引の経理処理を消費税込みで行っている場合は、消費税額込みの価額に基づいて判断することになります。

3. 割賦による取得

【質問】

対象設備を割賦により購入した場合には、割賦により支出した年間の価額ではなく、契約金額の積算額に基づいて判断すればよいのですか。

【回答】

法人税法施行令第54条の規定に基づく対象設備の取得価額により判定することになります。

4. 取得の時期

【質問】

対象資産の取得と使用開始が事業年度をまたぐような場合、適用する事業年度は取得時と使用開始時のどちらになるのでしょうか。

【回答】

「当該法人の営む事業の用に供した場合」とは、対象資産の使用開始時となります。

対象資産について

1. 自社製作

【質問】

取得とは外部からの購入だけではなく、自社製作も対象となりますか。

【回答】

外部購入による取得のほか、自社製作したのものも、本税制の対象となります。

2. 中古資産

【質問】

中古資産の取得は対象になりますか。

【回答】

対象となりません。製造等をされてから一度も使用されていない設備等が対象となります。

3. 同時設置の期間

【質問】

サーバー用の電子計算機と同時に設置される補助記憶装置、電源装置が対象とされていますが、「同時に設置する」の同時とは、どのくらいの期間でしょうか。

【回答】

一般的には、「一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの」と考えられています。

【質問】

サーバー用のオペレーティングシステムまたはデータベース管理ソフトウェアと同時に設置されるファイアウォールが対象とされていますが、「同時に設置する」の同時とは、どのくらいの期間でしょうか。

【回答】

一般的には、「一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの」と考えられています。

4 . ISO/IEC15408 に基づく評価・認証製品

【質問】

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

【回答】

具体的なISO/IEC15408に基づく評価・認証製品のお問い合わせは、各ベンダに直接お問い合わせ、もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページ（http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html）をご覧ください。

【質問】

サーバー用の電子計算機はどのような場合に、対象設備として認められるのでしょうか。

【回答】

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたOSがインストールされたものが、対象となります。

【質問】

アプリケーションソフトウェアのうち、対象設備として認められるものはどのようなソフトウェアでしょうか。

【回答】

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトの機能を利用し、当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベース情報を加工する機能を有するものが、対象となります。

5 . 海外事業所での利用

【質 問】

海外にある日本法人の営業所のために、本税制の対象となっている電子計算機等を購入し、当該営業所に設置した場合、本税制の適用を受けることができますか。

【回 答】

本税制の適用を受けることはできません。本税制の適用は、国内の事業の用に供する場合となっており、日本国内に設置する必要があります。

特別償却制度・税額控除について

1 . 年度毎の選択

【質 問】

税額控除と特別償却は毎年度任意に選択できるのでしょうか。継続適用の必要性はないのでしょうか。

【回 答】

新たに取得等されるものについては毎年度任意に選択可能です。

2 . 連結法人

【質 問】

連結納税を採用した場合、個々の連結法人の税額控除と特別償却の適用関係はどうなるのでしょうか。例えば、所得プラスの法人は税額控除を利用し、所得マイナスの法人は特別償却を利用するというように、連結グループ内の個々の法人毎に任意に税額控除と特別償却を選択できるのでしょうか。

【回 答】

任意に選択可能です。

3 . 繰越制度の適用順序

【質問】

控除金額の上限となる法人税額の20%相当額の使用順序は、当年度を先に使って、枠が残れば繰越分も税額控除できるのですか。それとも繰越分から使用することができますか。

【回答】

その繰越控除を行う事業年度において取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により法人税額から控除される金額があるときは、法人税額の20%相当額は、まず取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により控除される金額に充てられ、その残額が繰越税額控除限度超過額に充てられることとなります。したがって、繰越分を先に控除することは認められません。

リースについて

1 . 契約時の留意点

【質問】

リース費用の総額とはどこまでをさしますか。

【回答】

リース費用の総額とは、リース契約書に記載されているリース期間中のリース費用の総額のことを指します。1年間のリース費用ではありません。

【質問】

法令で定められている「事業の用に供した日」とは、リース契約を行った日と考えていいですか。

【回答】

リース契約日ではなく、物件が納入され事業の用に供した日となりますので、実務上は、「物件借受証」が発行された日がこれに該当するものと考えられます。

2. 再リース

【質問】

リース契約を結んだ情報機器等を情報基盤強化税制の適用期間内において再リース契約した場合、情報基盤強化税制の対象となりますか。

【回答】

リースの税額控除が認められるのは、製作の後事業の用に供したことの無い「新品」を、物品賃貸業を営む者から賃借した場合のみです。よって、再リースについては、対象となりません。

他の税制との関係について

1. IT投資促進税制との適用関係

【質問】

事業年度が4月1日開始でないのですが、IT投資促進税制と情報基盤強化税制の適用は、どのようになるのですか。

【回答】

例えば、12月決算の法人の場合、平成18年1月1日から同年3月31日までに対象資産を取得等した場合は、IT投資促進税制が適用されます。平成18年4月1日から同年12月31日までに対象資産を取得等した場合は、情報基盤強化税制が適用されます。

2. IT投資促進税制の繰越がある場合

【質問】

IT投資促進税制に基づく繰越分がある事業年度における使用順序は、どのようになるのですか。

【回答】

当該事業年度において、取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により、法人税額から控除される金額があるときは、法人税額の20%相当額は、まず当該事業年度における情報基盤強化税制による取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により控除される金額に充てられ、その残額が情報基盤強化税制による繰越税額控除、IT投資促進税制による繰越税額控除の順に充てられることとなります。

3 . 中小企業投資促進税制との適用関係

【質問】

情報基盤強化税制と中小企業投資促進税制との重複適用は認められますか。

【回答】

同一資産について、情報基盤強化税制と中小企業投資促進税制との併用はできません。どちらか一方を選択することになります。

申告関連について

1 . 申告時の添付書類

【質問】

情報基盤強化税制において、なにか証明書のようなものを発行することはありますか。

【回答】

本税制については、経済産業省において証明書等の発行は行いません。通常の税務申告の際に別表等を添付することになります。

2 . 申告時の添付書類（リースの場合）

【質問】

リース契約に基づき税額控除を受けるために必要なものはありますか。

【回答】

リース契約に基づき税額控除を受けるためには、通常の税務申告の際に別表六（二十二）及び六（二十四）を添付してください。なお、連結の場合は、別表六ノ二（十一）を添付してください。

問い合わせ先

情報基盤強化税制について、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に次の窓口までおたずねください。

《制度の一般的な相談》

制度に係る一般的なご相談は、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、国税局の税務相談室又は主要な税務署に設置している税務相談室の分室で対応しています。

税務相談室及び分室の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「タックスアンサーホームページ・税務相談室のご案内」をご覧ください。なお、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。

《ISO/IEC 15408評価・認証制度についての相談》

制度の詳細、セキュリティ評価・認証等についてのお問い合わせは、経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターで対応しています。なお、所在地、電話番号及びホームページは下記の表のとおりです。

《具体的な相談》

実際の事例に基づいた具体的なご相談は、国税局の審理課・審理官又は税務署の法人課税部門（調査部所管法人にあつては、国税局の調査審理課・調査管理課等）で対応しています。

なお、全国の国税局の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。審理課・審理官又は調査審理課・調査管理課等に連絡する際にご利用ください。

また、各税務署の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「税務署の所在地及び管轄区域」をご覧ください。

経済産業省

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

所在地：100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-2646

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

情報処理推進機構 セキュリティセンター

所在地：113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス16階

電話番号：03-5978-7508

http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html

国税局

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111
東京国税局	100-8102	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋 国税総合庁舎	052-951-3511
大阪国税局	540-8541	大阪府中央区大手前1丁目5番63号 大阪 合同庁舎第3号館	06-6941-5331
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福 岡合同庁舎	092-411-0031
熊本国税局	860-8603	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101



METI
Ministry of Economy
Trade and Industry



問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課、情報政策課、情報通信機器課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

03(3501)2646・2964・6944